

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第34回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和元年7月8日（月）午後7時18分～午後9時00分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室	
出席者	委員	出席委員 4人 委員長 中村 孝文 委員 副委員長 菅原 温子 委員 委員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員 欠席委員 1人 曾根 隆寛 委員
	選定アドバイザー	鈴木 輝一、間瀬 勝一
	担当課	コミュニティ文化課長 鈴木 遵 矢 コミュニティ文化課文化推進係主任 津 端 友佳理 コミュニティ文化課文化推進係主事 小 野 智 広
	事務局	企画政策課長 梅 原 啓太郎 企画政策課企画政策係主査 東 條 俊 介 企画政策課企画政策係主任 金 原 真紀子
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 令和元年度 諮問第1号 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について 3 次回の委員会開催日等について 4 市営自転車駐車場の開設及び廃止状況について 5 その他 6 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第34回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和元年7月8日（月）午後7時18分～午後9時

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 4人

委員長 中村孝文 委員

副委員長 菅原温子 委員

伊藤茂男 委員 唐澤 寛 委員

欠席委員 1人

曾根隆寛 委員

選定アドバイザー

鈴木輝一 間瀬勝一

担当課職員

コミュニティ文化課長 鈴木 遵 矢

コミュニティ文化課文化推進係主任 津 端 友佳理

コミュニティ文化課文化推進係主事 小 野 智 広

事務局職員

企画政策課長 梅 原 啓太郎

企画政策課企画政策係主査 東 條 俊 介

企画政策課企画政策係主任 金 原 真紀子

（午後7時18分開会）

◎委員長 それでは、ただいまから第34回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、本日は曾根委員から欠席の連絡が入っております。

定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に半数以上で成立することと定められております。本日は、5人中4人の出席でございますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、事務局のほうから、本日の進行等について説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 本日の案件につきましては、次第にお示ししているとおりでございます。

今回、市民交流センターの選定に当たりまして、条例第16条第8項に基づき文化施設の管理運営に関して専門的知識を有する選定アドバイザーのお2人に、参考となる御意見をいただくためにお越しいただいております。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、自己紹介をお願いいたします。

初めに、鈴木輝一様、お願いいたします。

(自己紹介)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。

次に、間瀬勝一様、お願いいたします。

(自己紹介)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、今年度より新たに事務局の担当となりました職員を御紹介させていただきます。

企画政策課主査の東條でございます。

◎東條企画政策課主査 東條です。よろしくをお願いいたします。

◎委員長 それでは、議題に入りたいと思います。

「令和元年度 諮問第1号 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について」を議題といたしたいと思います。

それでは、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎鈴木コミュニティ文化課長 本来でございましたら、直接市長から諮問させていただくところではございますが、本日は、市長に代わりまして、私の方から諮問書を代読させていただきたいと思いますので、御了承の程よろしくお願い申し上げます。

小企企発第80号

令和元年7月8日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 中村 孝文 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和元年度諮問第1号

小金井市民交流センターの指定管理者の公募について

【指定管理者公募施設】

名 称 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

【指定の期間】

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

【諮問に係る提出書類】

- ・ 指定管理者募集要項
- ・ 業務の基準
- ・ 提案書作成要項及び提案書の様式
- ・ 評点票及び評点票の対照表
- ・ 申請書等

以上となります。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 それでは、ただいま小金井市長から1件の諮問がございました。

諮問に当たりまして、担当課に出席いただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、担当課の出席者を御紹介いたします。

本日の議題につきましては、市民部コミュニティ文化課の担当となります。初めに、コミュニティ文化課長の鈴木です。

◎鈴木コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長の鈴木です。よろしくお願ひします。

◎梅原企画政策課長 次に、同課主任の津端です。

◎津端コミュニティ文化課主任 よろしくお願ひします。

◎梅原企画政策課長 次に、同課主事の小野です。

◎小野コミュニティ文化課主事 小野と申します。よろしくお願ひします。

◎梅原企画政策課長 以上で紹介を終わります。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、今後、小金井市民交流センターについては、公募を行い候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募の前に本委員会に諮問をされているものであります。

まず初めに、本諮問において選定アドバイザーから参考となる御意見をいただくため、質疑に加わっていただきたいと思ひます。選定委員の皆さん、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認めます。

まず、これから担当課から説明を受けまして、各委員と選定アドバイザーから質疑をお願いしたいと思ひます。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎鈴木コミュニティ文化課長 それでは、市民交流センターの指定管理者の公募等について、

説明をさせていただきます。着座で申し訳ございません。失礼いたします。

初めに、事前にお配りしました募集要項及び評点票の対照表に一部訂正等がございますので、本日、要項については正誤表を、評点票の対照表については差し替えを、その他資料について、机上に配付をさせていただきました。

なお、訂正等の箇所につきましては、説明の際、あるいは資料を御覧いただくなどしていただけますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日、差し替え以外で新たに配付をさせていただきました資料について、御説明をさせていただきます。

本日、新たに6点の資料を配付させていただきました。市民交流センターのパンフレット、利用案内の2点につきましては、フラットファイルの中に挟み込ませていただいています。残り4点、市民交流センターの条例、規則、そして、開設準備計画書、管理運営実行計画の以上4点につきましても、フラットファイルに入れさせていただいているところがございます。そちらのほうを御覧になっていただければと思います。

それでは、募集要項の説明をさせていただきます。説明に際してページ数をお示しいたしますが、資料のそれぞれのページの右肩に数字が振っておりますので、その数字を御覧いただきたいと思っております。

初めに、募集要項の右肩の2ページをお開きください。1、指定管理者制度の趣旨を御覧ください。指定管理者制度の趣旨として、指定管理者制度の概要を記載しています。下段、※印の設置目的を御覧ください。こちらに市民交流センター条例の第1条、設置目的を記載しておりますが、市民交流センター条例第1条においては、優れた音楽、演劇等の文化及び芸術を享受することができる機会の提供、自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場の提供及び市民の多彩な交流活動の推進を図ることの大きく3点を設置目的としており、今回の公募においてもこの制度、指定管理者制度を活用して、市民交流センターの設置目的を高いレベルで達成できる指定管理者を募集するものとしています。

同じく2、交流センター等の概要の(1)市の概要を御覧ください。本市の立地状況、JR中央線武蔵小金井駅の駅前再開発の状況、市の芸術文化に対する基本姿勢などについて記載しています。

(2)交流センターの概要を御覧ください。市民交流センターは、JR武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の中で平成18年3月に閉館した小金井公会堂の代替機能に加え、新たに本格的な芸術文化施設としての機能を有する施設として、平成24年3月に正式オープンし、現在に至っております。

次に、3ページ、3、募集の概要を御覧ください。施設の名称を御覧ください。市民交流センターは、平成27年にネーミングライツ、命名権を導入し、平成27年4月1日から平成30年3月31日までを1期目、平成30年4月1日から令和3年3月31日までを2期目とし、株式会社宮地商会と本市において協定書を締結し、愛称名を「小金井 宮地楽器ホール」として

います。

次に、3ページから4ページになりますが、指定期間を御覧ください。市民交流センターは、オープン当初から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理の期間が平成27年4月から令和2年3月末までとなっておりますことから、今回、公募等を行うもので、今回の指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

次に、4ページ、指定管理者の募集及び選定の方式を御覧ください。今回、市民交流センターの指定管理者の募集及び選定は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき実施します。具体的には、第1次書類審査と第2次審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行うこととします。審査は、指定管理者選定委員会で行うものとし、選定アドバイザーの意見も参考といたします。

次に、同じく4ページ、指定管理者選定委員等、(5) 問い合わせ先につきましては、募集要項に記載のとおりでございます。

同じく4ページ、4、施設の概要を御覧ください。大変恐縮ではございますが、本日お配りさせていただきました市民交流センターの利用案内（小金井 宮地楽器ホール利用案内）の21ページになりますが、図面が記載されているページをお開きいただけますでしょうか。ファイルの中でございます。

市民交流センターは、地上5階地下1階の規模の芸術文化施設でございます。578席の大ホールが3階、4階部分となり、1階部分には定員202名の小ホールと、地理的には施設西側のイトーヨーカドー側に当たります、この平面図では下側、貸し出し可能なマルチスペースと、同じく北側、空白のエリアになっておりますが、こちらも貸し出し可能なスペース「N」という区画がございます。

地下1階には、市民ギャラリーと練習室兼会議室が3部屋、このうち1部屋は分割可能となっております。また、和室兼会議室も1部屋ございます。

施設の概要につきましては、募集要項に記載のとおりですが、大ホールにつきましては、音楽に適したホールではございますけれども、演劇などの舞台芸術にも広く対応可能なホールとなっております。

3階、ホワイエ部分には飲食提供できる設備を有しております。また、1階の小ホールにおいては、音楽演奏、ダンスなどのほか、講演会、展示会、パーティーなど、多目的な利用に適した仕様となっております。

その他、地下の市民ギャラリー、練習室、和室等々につきましては、恐縮ではございますが、説明を省略させていただきます。

なお、マルチパーパススペースにつきましては、常時開放するフリースペースとしての活用のほか、貸し出し施設として、パネル展示、小ホールとの一体利用なども可能な空間となっております。

次に、募集要項の右肩の6ページ、指定管理の業務を御覧ください。指定管理者の業務内容

につきましては、大きく5点に分けさせていただいております。1点目の(1)芸術文化により地域文化振興を図るための業務につきましては、地域文化を掘り起こすことはもちろん、芸術性の高い公演、地域から集客可能な公演、話題性のある公演の興行にも注力し、観客層増大や施設のイメージアップを図る、いわゆる芸術文化公演事業のほか、イとして、市民が身近に感じるための事業、それから、ウの市民と協働する創造創作事業及びその発信、エとして、市民の文化活動や芸術活動に対する支援という公演等の企画部門に加え、施設貸し出し時においても、単なる部屋貸しではなく、専門的な立場から必要に応じて利用者の相談に応じ、よりよい使い方などを具体的にアドバイスするための、いわゆるソフト面に関する事業が(1)芸術文化により地域文化振興を図るための業務に係る業務となります。

続いて2点目、(2)活気に満ちた施設とするための業務でございます。こちらは施設及び附帯設備の貸し出しに関する業務のほか、施設利用者への案内及びサービスに関する業務や、友の会の運営、管理・事業運営などに必要な電子システムの導入及び運用、その他施設の運営に関する業務など、貸し出しに関するものや、案内、利用者等の利便を図る業務となります。

続きまして3点目、(3)施設や設備等を良好な状態に保ち、利用者の快適性を高めるための業務につきましては、アとして、施設、設備、備品の保守管理及び修繕業務のほか、イの衛生管理を含む環境維持管理業務や、ウの保安警備業務など、主として施設の維持管理、安全管理に係る業務で、特に保安警備につきましては24時間、365日体制とするほか、消防法に定める防火管理業務についても行うものとしています。

続いて4点目、(4)施設や事業をアピールし、積極的な利用を促すための業務については、ホームページやSNSの活用、定期広報紙、パンフレット・リーフレット等、主に広報・宣伝関係の業務で、それぞれ質の高いものを求めることにしています。

続いて5点目、(5)その他の業務としまして、事業計画書及び収支予算書の作成及び市への提出、また、事業報告書の作成及び市への提出、前期指定管理者からの引き継ぎや次への引き継ぎなど、いわゆる庶務・経理等に係る業務となっているところです。

次に、7ページから10ページ、大きな6項目ですが、リスク分担につきましては、7ページ以降の表のとおりでございますので、恐縮ではございますが、個別の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

次に、飛びまして10ページ。右肩の10ページですが、指定管理者の運営基準を御覧ください。まず、(1)利用料金でございますが、現在の指定管理期間と同様、利用料金制度を導入することとし、利用料金や事業収入については指定管理者の収入とします。利用料の額については、条例に定める範囲において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとし、条例において上限を設定しています。

また、(2)施設の使用区分については、条例に定める開館時間が午前9時から午後10時までとなっておりますが、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て指定管理者が変更することができるとしています。

(3) 関係法規の遵守、(4) 守秘義務、(5) 安全管理、また、8項目めの指定管理者の切り替えに係る措置についての説明については、恐縮ですが、省略をさせていただきます。

次に、11ページの9、経理に関する事項を御覧ください。経理についてですが、(1) 指定管理者の収入となるものは、施設及び附帯設備の利用料金、チケット代金等々の事業収入、それから友の会の会費、市から支出する指定管理委託料、その他、市長が特に認めたものとなっています。

次に、(2) 市が負担する費用としましては、指定管理委託料等になりますけれども、こちらの指定管理委託料につきましては、1年につき消費税抜きで2億2,000万円を上限として、今回公募させていただくこととなります。また、市の負担する費用として、各種負担金、保険料が市の負担すべき費用という形で記載をしております。

次に、(3) 指定管理者の経理及び管理口座につきましては、経理業務を行うに当たっての指定管理者が注意・配慮すべき事項を記載しております。

次に、13ページの10、指定管理者募集に係るスケジュール(予定)を御覧ください。公募から選定までの大まかなスケジュールについて、ご説明をさせていただいております。募集要項の配布期間は7月16日から8月16日までとし、その間の8月13日には現地説明会を行いたいと考えております。

質問書の受け付けは7月22日から8月2日まで、現地説明会後の8月14日、15日の2日間といたします。質問に対する回答は、7月22日から8月2までにいただいた質問については、8月13日に電子メールで一斉回答します。また、8月14日、15日にいただいた質問につきましては、8月16日に電子メールで一斉回答します。

質問事項については、施設の図面や配線などに関わる質問も想定されますことから、施設の安全管理上、回答内容は一般の公開に付することなく、一斉メールという対応とさせていただくものでございまして、前回の募集時にも同様の対応としています。

なお、応募書類の受付期間は8月19日から8月21日までとさせていただきます。その後、8月の下旬に第1次審査、9月の中旬の第2次審査の後、11月に開催予定の第4回市議会定例会において、指定管理者の指定の議案を提出したいと考えているところであります。

次に、15ページの11、応募に関する事項については、恐縮ではございますが、18ページの(4) 留意事項、ク、その他(ウ)について御説明させていただき、その他の個別の説明は割愛させていただきたいと思っております。

18ページの(4)、ク、その他(ウ)につきましては、19ページの12、評価項目もあわせて御覧いただきたいと思っております。

12、評価項目、(1) 選定委員の評価項目につきましては、20の評価項目を5つの区分でまとめています。また、次のページの選定アドバイザーの評価項目については、24の評価項目を5つの区分でまとめています。

この評価項目に対する評点票は74、75ページにつづってございますので、右肩74、7

5ページになりますが、御確認をいただきたいと思います。選定委員用と選定アドバイザー用の評点票、それぞれの評価項目ごとに、「優れている 5点」から、「特に劣る 0点」までの6段階で評価し、選定委員のそれぞれの区分ごとの評価項目の合計点が40%に満たない場合、また、区分全体の総合計得点が60%に満たない場合は2次審査を行わず、再度公募を行うこととします。

共通している項目は、選定委員用の1が選定アドバイザーの1と共通、選定委員用4が選定アドバイザーの2と共通、選定委員用の5が選定アドバイザーの3と共通、選定委員用の6が選定アドバイザーの4と共通、選定委員用の14が選定アドバイザーの17と共通となっております。総体として選定アドバイザーの評価を参考として、選定委員の皆様に評価をいただくこととなります。

なお、事業者からの提案書により各項目を評価いただくところではございますが、金額に関する書式、収支につきましては消費税込みでの記載提案とさせていただきます。また、本センターの開設に当たっては、市民の方や学識経験者の方々に御協力いただき、開設準備計画書や管理運営実行計画等を策定しております。それらを本日お配りさせていただきましたフラットファイルにつづらせていただいております。こちらにスタッフの人員体制や友の会、また広報や市民参加などの取組についての考え方についても記載されており、市としてもこちらを基本と考えているところでございますので、今回の公募の際も、前回同様、参考資料として応募する事業者向けに公開していくことを予定していることから、本日、参考資料として併せて配付させていただきました。評価をいただくに際しての参考資料として御覧いただければと思います。

次に、右肩21ページからの13、協定に関する事項を御覧ください。市は、(1)基本的な考え方に記載のとおり、また、公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、市と指定管理者は、(2)協定予定内容の協定を締結することとなります。(3)協定の締結に際し必要な事項は、市と指定管理者が協議の上、定めることとし、また、(4)協定が締結できない場合の措置についても記載をしております。

次に、23ページの14、実績評価に関する事項を御覧ください。市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な事業実施・管理運営を確保するため、指定管理期間中に事業報告書の提出、市による立入検査、市民交流センター運営協議会による協議を行うことにより、実績評価を行い、必要と認められる場合には改善措置を行うよう通知し、また是正勧告を行い、それをもって改善が見られない場合は指定を取り消すことができる旨、記載しております。

次に、同ページの15、その他を御覧ください。(1)として、大規模災害等が発生した場合の対応、(2)として、事業の継続が困難になったときの措置、(3)として、募集要項等に疑義が生じた場合、または定めのない事項が生じた場合の措置について記載しております。

今回の審査に当たりまして、提案内容の実効性などについてよりの確に御判断をいただくため、前回同様、審査の際に提案業者名、また個人名等の記載について墨塗りすることなく、そ

のまま御覧いただき、評価をいただきたいと思っております。

次に、右肩 25 ページからの小金井市民交流センター指定管理者業務の基準について、簡単に御説明いたします。

26 ページを御覧ください。小金井市民交流センターの役割です。小金井市民交流センター条例第 1 条に規定する施設の役割について補足的に説明しております。

同じく 26 ページには、小金井市民交流センター条例及び同条例施行規則に規定する開館日、開館時間、使用区分、利用料金、使用申請受付期間について補足的に説明しています。

次に、27 ページ、3、芸術文化により地域文化振興を図るための業務の基準から、32 ページ、7、その他の業務の基準までの項目につきましては、右肩 6 ページの募集要項の 5、指定管理者の業務の内容について補足的に説明しています。

次に、33 ページ、留意事項につきましては、命名権など、本業務に応募する際に留意する事項について記載しています。

小金井市民交流センター指定管理者業務の基準に係る説明は以上です。

次に、右肩 35 ページからの小金井市民交流センター指定管理者業務提案書作成要項について簡単に御説明いたします。

36 ページを御覧ください。この作成要項は、右肩 15 ページ、募集要項の 11、応募に関する事項、(2) 応募書類、コ、提案書の作成方法について記載したものです。Ⅰ、基本的事項、Ⅱ、具体的な業務、Ⅲ、その他について、提案に当たっての項目ごとの記載に当たっての方法と対応する様式を記載しています。

小金井市民交流センター指定管理者業務提案書作成要項に係る説明は、雑駁ですが、以上です。

次に、本日、机上に配付させていただきました小金井市民交流センター資料、フラットファイルにつきましては、先ほども御説明いたしましたが、パンフレット、利用案内、小金井市民交流センター条例、小金井市民交流センター条例施行規則、開設準備計画書、管理運営実行計画をそれぞれ青い紙で仕切ってつづっておりますので、それぞれ御確認ください。

次に、事前送付分における資料としまして、事前送付分の指定管理者募集要項における正誤表、それから、評点票の対照表につきましては差し替え、平成 26 年度選定時における指定管理者募集要項との対照表につきましても、机上に配付してございます。それぞれ御確認いただきたいと思っております。

大変駆け足で恐縮ですが、資料の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

◎委員長 ただいま、担当課から説明をいただきましたが、少しここで休憩します。

(休憩)

◎委員長 それでは、再開したいと思います。

まず採点に関する部分ですが、条例の規定上、選定委員の 5 人が選定を行うことから考えますと、評点票を一つにまとめて、その評点項目に対して選定アドバイザーから意見をいただい

た方が良いのではないかと考えます。選定アドバイザーからの意見がいかされるように評点票を工夫して、一般の市民が持っていない専門的な見識について、我々委員の補助していただく方法を提案したいと思います。

そのほか資料について、私も聞き漏らしたところがありますし、皆さんも聞き漏らしたところがあるんじゃないかと思いますので、そのあたりをまず確認をしてから内容の質疑応答に入りたいと思うのですが、いかがですか。

◎選定アドバイザー 右肩の23ページで、下は22、実績評価の14番の項目なのですが、こういうようなことをやるということが書いてあるんですが、回数とか、概ねどのくらいの頻度でとか明記をされてないのですが、これは出しておいたほうが僕はいいのかなと。おそらく質問としても、「毎月やるんですか、どうなんですか」という質問が来るのではないかなという気がするんですけども。例えば、「適宜やります」とかという一言がどこかにあっていいと思うんですが、「実績評価を行います、市に提出しなさい、立入検査もやりますよ、あと運営委員会がやりますよ」と言ったとき、行政の評価、点検、チェックというものがどういうふうになるのか、というのがちょっと読み取れなかったのですが。

◎委員長 今まではどのようにされていますか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 まず、回数を明記したほうがいいという御指摘がございましたので、これについては少し検討したいと思います。それがまず第1点。

それから、現状、事業報告書の提出につきましては、現状の指定管理者におきましては、月に1回、まず月次報告という形で、その月ごとの状況の報告をいただいております。

それから、年に1回、事業報告書という形で、月次報告等、あるいは決算も含めた内容で年に1回、報告をしていただいているところでございます。

それから、(2)につきましては、状況を確認するために立入検査を行う場合があるという記載になってございますが、こちらについては現在まで、立入検査は私の知る限りしたことがないと思います。

それから、3番目の運営協議会による協議でございますが、こちらにつきましては年に2回、現在、交流センターの運営協議会を開催してございます。

それで、(4)につきまして、その内容、状況に応じて、今御説明した(1)から(3)までの状況に基づいて、必要があると思われる場合は、改善措置の命令、通知、勧告、それから、場合によっては指定の取り消しまで至ることがあるということをお伝えしてございます。

◎選定アドバイザー ある程度定期的な報告及び年次のものをやるというようなことは、記しておいたほうがいいのかなと。これだけを読むと、出しなさいよということだけなんですね。あとは、運営協議会をやるよというのは書いていますけど、それ以外のことは、行政があまり関わらないでホールが動いているという感じが僕はするんですよね。一般的に立入検査なんていうのも、これは行政の外郭団体検査というのはおやりにならないのかしら。

◎鈴木コミュニティ文化課長 この場合、施設を指定管理という形で広い意味での委託といい

ますか、事業者に管理運営等を任せるという形になってございますので、正確な時期は、今ちょっと手元にないのですが、一度、市の監査委員による定期監査を行っているんです。決算時期とは別ですね。

◎選定アドバイザー 課長には申し上げていますが、運営協議会が今、年2回ですよ、基本的に。6月と12月くらいだったかな。6月に前期の決算が出てくるわけですね。12月には、翌年度の目論見が出てくるのです。それで、目論見が出てくるときはもう既に12月で、実を言うと、舞台のいわゆる興業で言いますと、仕込みは全部終わっているんです。ほとんど変えられない、自主事業なんかは。ということで、監査は時期にしても、内容にしてもほとんど形骸化しているんです。だから、片一方は決算がもう終わってしまって、追認でしかない。そのとき、新しいのは出てませんから、次のときまでということで、実際に内容が形骸化しちゃっています。

◎委員長 これはもう報告を受けるだけですね。

◎選定アドバイザー はい。だから、ここに書くという、指定管理業者に対して要求と見える、そういった運用をしないと、それこそ今、選定アドバイザーがおっしゃったような実質はほとんどとれない。

◎委員長 そうですね。

◎選定アドバイザー というところを、改善していただきたいなと思っているんです。

◎選定アドバイザー だから、運営協議会はやるよと言っているんで、これは何回というのは言っていないわけだから、逆に見れば、定期的にどのくらいやるよとか、それから、僕は実は来週、多摩市は年に3回ぐらいあるらしいんですけど、担当課が現場へ来て全部、評価やチェックをするんです。ですから、やはり定期的に、僕は指定管理の業者の方に報告書をもらうだけではなくて、そのときに、その内容について議論をしながらチェックしていかないと形骸化していってしまうと思うんです。立入検査というのはちょっと言葉がきついんですが、基本的には業務を委託しているわけではないので、これは行政の執行の権限を代行させているわけですよ、民間に。ですから、なおさら、行政はチェックしておかないと、彼らが走り出しちゃったらとまらないですから。だから、少なくとも、これは業務報告を作成して月次報告及び年次報告等を行うというようなことを書いておいたほうが良いと思います。具体的な回数とかは、もうちょっと後でもいいかもしれませんね。

◎委員長 それから、時期ですね。

◎選定アドバイザー ええ、時期をどうするかというのは別に考えるとして。やっぱり内容として、行政が関わっていく、チェックをするということでしょうね。特に評価、これはやっておかないとまずいかなと。お任せしているのは確かにそのとおりですが、5年に1回のこの指定管理の入れ替えのとき以外は、やりたいようにやっても文句ないというと、僕が一番困っちゃうと思うのは、市民がホールと乖離していくという可能性があって、それを何とかブレーキをかけるのは、日常的に行政のチェックしかないと思います。

◎鈴木コミュニティ文化課長 ちょっと補足といいますか、先ほど14の(1)のところで、毎月、月次報告をもらっているというところがございますが、それ以外に月1回のペースで、我々の担当職員がホールに出向きまして、立入検査というわけでないんですけども、連絡調整のための会議を行っております。ここでさまざま情報交換をしたり、こちら側の要望を伝えたりということを行っているのを補足させていただきます。

◎委員 少し細かいことですが、42ページの様式2号で実績を書きいただくんですけども、もともとは公募用提案書作成要項の1ページのところの基本的事項の2番のところなんですけど、いつの実績かというのが、もう10年も20年も前の実績を書かれても困るような気がしまして。指定管理をやっていたり、管理受託をやっているについては過去のものじゃなくて、今やっているものだけでいいような気もしないでもないというのが1点。それから、イベントの企画の実績について、どこまでさかのぼるかというのがあって、それも1年ぐらいでいいような気がします。ですから、指定管理の期間と、やっていらっしゃる施設の規模みたいなのを書いてもらうのと、イベントとか企画については参加者の数とか、そういったのを多少書いてもらうように、評価にも関わる様式ですし、もう少し丁寧に様式の中に記載する事項を整理して示してもらいたいです。

◎委員長 そうですね。評価項目を考えながら実績の項目立てをしておくといいということですね。

◎委員 そうです。ばらばらに出されるときに比較しにくいんで。ある程度期間を定めたり、項目が分かるように、みたいなことですね。

◎委員長 このスペースだとフリーな書き方になってしまって、なかなか比較ができない。

◎選定アドバイザー ちゃんと業者側のフォーマットがあるんです。この項目という。

◎選定アドバイザー 業者でさまざまですけど、大体5ページぐらい書いてきます。

◎委員 でも、一応1ページしか出せないとなっていますから、1様式1枚なんです。1枚というのは多分A4を言っているんだと思うんですけど、それ以上出てきても見ませんし。

◎選定アドバイザー 5年前も1枚だったんじゃないですかね。結構色とりどり出てきましたね、カラーのものが。

◎選定アドバイザー カラー出てきましたね。

◎選定アドバイザー 1枚というと、ものすごく限定されちゃいますね。それから、指定管理が今、3年とか短いところもありますけど、5年が多いですね、基本的に。そうすると、1回外れると3年とか5年実績がないのです。そうしたこともありますんで、あまり期間を絞るのはいかがなものかと思います。

◎委員 今やっているのだけじゃ、難しいですかね。

◎選定アドバイザー やれる力はあって、過去3つやってるけど、今は外れちゃったとかいうところもありますね。

◎委員 では、過去も書いていただいて、やっていた期間を入れてもらえば良いですかね。

◎選定アドバイザー そうですね。いつやったと期間だけは書いてくれと示しておけば。

それから、自主事業の実績という形で書かせればいいんじゃないですかね、公演のほうの実績は。貸し館は関係ないと考えて、あくまで自主事業を中心にした実績と。だから、そうやって縛っていきますと新規参入できないということなんですね、一面で言うと。この実績がもしなければゼロ点ですからね。

◎委員長 そうなりますね。

◎委員 あとお聞きしたいのですが、先ほどの説明の中で、審査に当たっては、提案内容などの実効性などについての的確な判断をしていただくために、業者名を墨塗りしないで資料として出すとおっしゃったんですが、清里山荘のときは、業者名は墨塗りをして、誰かわからないようにして評価してるんですけども、この交流センターについては、どこの業者が出したと分かったほうが評価をしやすいですかね。

◎選定アドバイザー 結果的にはしやすいです。

◎選定アドバイザー あそこの会社の提案書だというのは、大体我々は分かるんですけどね。例えば前回、スタッフの強い会社だと、ヒアリングのときの我々の質問の趣旨としては、どこの企画と組むんですかという質問が結構多かった。来た人間、顔を知っているというのがありまして、そういう質問をしたんですが、そういう意味では、業者名が出たほうが判断がしやすい。私たちのほうから、こういう会社ですと説明できるから。

◎委員 そうすると、前回の会議録上では2位になった会社については墨塗りになっていますよね。審査の段階で公になっているんで、第2位、第3位の順位をつけると言っていますし、順位をつけるということは、もしも1位の方が辞退をしたり、失格になったりすると2位とか、3位の人たちが指定管理になる可能性もあるので、その部分は会社の名前を出さざるを得ないと思うんですけども。会議録上、会社の名前は墨塗りとなるのでしょうか。

◎委員長 これはこの委員会だけで判断できることでなさそうですね。つまり、行政のほうのスタンスとしてどういうふう考えるのか、これは事務局に検討をお願いしたいと思います。

◎委員 あと、評点なんですけれども、清里のときは1点から5点までの、1、2、3、4、5点だったんです。今回、見るとゼロ点というのがあるんですけども、ゼロ点が必要なのかなと思ひまして、確かにひどい提案をしていらっしゃるとゼロということがあるかもしれませんが、それは今までだと1点でしたよね。何で6段階になっているのか。

◎委員長 この原案を作ったほうの担当の意図を伺わないといけないと思うんですが。

◎鈴木コミュニティ文化課長 前例踏襲をしているというのが正直なところですよ。おっしゃるように5段階の評価というのも1つ、分かりやすいのかなとは思いつつ、評価の区分が細かいほうがより微妙なニュアンスが表現できるというメリットが当時、もしかすると作ったとき、あったのかなという気もしないでもないのですが。そこは、確認しておりません。

◎委員長 はい。そうすると、これができたいきさつは分からないということですね。

◎鈴木コミュニティ文化課長 はい。

◎選定アドバイザー ゼロ点つけている人はいないと思うんですけどね。

◎委員長 清里のときは5段階だったですしね。

◎委員 1から5までです。

◎委員長 そうすると、それに倣うということがよさそうですね。5段階評価、1から5ということで変更いたしましょう。委員、よろしいですか。

◎委員 はい。5段階でお願いします。

◎委員長 じゃ、そのように変更するということにしたいと思います。

あと、先ほどの23ページの実績評価に関する事項ですけど、これはより具体的に示せるものがあれば、募集要項に書き込む方向で検討をお願いしたいと思います。その他実績評価の御意見については、今後の参考にさせていただきますか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

◎委員 応募の状況なんですけれども、会議録等を見させていただくと、最初の平成22年度に初めてやったときなんですけれども、現地の説明会のときに37の団体が来て、応募が7団体でした。前回、平成26年のときに、現場説明で18団体で、応募が2団体でした。

それで、広報の仕方なんですけれども、ホームページと市報だけというふうな形で、清里のときのお答えになっているんですけれども、やっぱり応募が1次審査で3団体に絞ると言っていますので、少なくとも3つか4つは応募していただきたいと思いますから、平成22年とか、平成26年のときにいらっしゃったところには募集要項をお配りして、また、ここ5年間、指定管理が始まりますのでぜひ応募してくださいというようなことで、広報をしていただけたらと思います。

あと、専門家ですから知っていらっしゃると思うのかもしれませんが、現在やっていらっしゃる指定管理者の決算の資料といえますか、指定管理料をいくらもらっているとか、利用料金がいくら入っているとか、貸館の利用状況の数字というか、報告書のようなものをどこかで公表しないとなかなか提案しにくいというのがあると思うので、決算の資料とか、利用状況については公表していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

◎委員長 公表するというのは何か、ホームページとか、そういう形でパブリックにするという意味ですよ。

◎委員 そうですね。応募なさる方に分かるように。

◎委員長 応募なさる方に分かるように、そういう提案ですが、これはいかがですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 まず現団体の決算、それから、利用状況については、先ほどお話に出てきた運営協議会の資料がホームページ上で公開されているんですが、今回の募集要項をホームページに記載する際にいろいろ資料をあわせて掲載しますので、その中で決算、それから、各室の現状の利用状況等、参考になりそうな資料については、調整をして掲載してみたいと考えます。

◎委員長 つまり、もうホームページ上には公表されているので、より親切にというか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 そうです。探そうと思えば探せる状況にあるんですが。

◎委員長 分かる形で知らせるということで。

◎選定アドバイザー 極端に言いますと、ホームページに、ここに載っていますよと書いてあればいいと思いますけどね。というのは、実は業者は予算を考えるにも必死になって調べますから。そんなに御心配なさることないと思います。

◎委員長 それじゃ、見つけやすくしていただくということで。

◎委員 我々も分かるようにしてもらいたいです。

◎選定アドバイザー こちらは資料としていただいたほうがいいでしょう。

◎委員長 それはまずやっていただく必要ありますね、判断材料として。

ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 指定管理委託料について、募集要項の中では2億2,000万円を税抜きで上限とすると書かれておりますが、市の厳しい財政状況の中から、指定管理料を毎年2億2,000万円をお払いするというのはなかなか厳しいなと思うんですけども、この金額について、事務事業評価とかで下げるといふうなことはないんでしょうか。また、逆に下げたとして、応募する業者にとっては、自主企画が全然だめになるというふうなことであれば困るんですけども、現状維持ができるような形で指定管理委託料を下げて、事業が成り立っていくのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 今回、2億2,000万円という形で募集要項上、記載をさせていただきました。これは前回の指定管理期間と同様、管理運営実行計画の中にある収支想定を基本として出している数字でございます。過去に一度も利用料金の見直しを行っていない、消費税転嫁等をしていない、5%から8%、あるいは今度10%になるに当たっても利用料金見直しができていないという状況のある中で、現指定管理者の決算状況なども総合的に判断した上で、2億2,000万という形で数字を出させていただきました。これは先ほどお話ししたように、管理運営実行計画の収支想定が基本となっております。

他市の状況というお話なんですが、ちょっと完全には調べ切れていないんですが、31年度、今年度新たに指定管理を更新した同様のホールを調査し、公募していないところは除くと2市しか残りませんでした。そのうち1者聞いたところ、公民館が所管している施設なので、休館日ということで何も分からないということ、もう1市につきましては若干値上げをしたということを確認してございます。その理由としましては、消費税10%の部分と、あと事業のレベルアップを今回考えているということから、自分でちょっと確認したところ、年間60万程度、予算額上では上がっていたと見ています。非公募のところについては、申し訳ありません。調べてございません。

◎委員長 委員の御提案は下げるということですね。

◎委員 下げて募集はできないでしょうかという意味です。

◎委員長 他市の状況は上げているんでしょうか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 非公募のところは、ほとんどは市の、言い方はあれですけど、財団とか、文化財団とか、あと、何とか市企業体みたいところが受けているんですが、そういう中に31年からの新しい指定管理を始めたところを見たところ、1市だけ若干下げているところがありました。申し訳ございません。理由については確認しておりません。

ただ、文化行政を行っていく上で、なかなか費用対効果というのは測定しづらい中で、利用料金制をとっており、企業努力でレベルを維持向上しつつというのは、言いやすいんですけども、なかなか実現するのは大変なのかなと思っています。この間の燃料、ガソリン代の値上げとかもありますし、それから、最低賃金の上昇などなど、必要な人材を確保していく上での一定の配慮は、行政として、担当としては必要かなと考えております。

◎委員長 問題は、多分その効果をどう測定するかという、そっちが問題であって。

◎選定アドバイザー この小金井市の場合は完全に民間ですね。大体直営はもうほとんど今少なくて、財団が大変多いんですね、基本的には。ただ、純粹に民間としてやっているところとしては、ここは規模が大変小さいのでかなり事業者はつらいと思います。

したがって、受ける業者の数も減っちゃったということもありますけども、これは致し方ないことなのですが、結局はこういうふうに考えていただきたい。基本的に指定管理で会館をやるということは、その種の例えば小金井市の文化行政コストなのですね。管理者たちが企画して、催事をして、いい文化として芸術文化やってほしい。あるいはアウトリーチとして外へ出かけて行ってほしいということを委託じゃないけど、要するに指定管理するのですよね。ということは、削るとそれは少なくなるんですね、自主催事は。じゃ、ホールの使用が埋まっているからいいじゃんかと言うと、文化行政はないということになりますよね。非常にそこが問題で、実は5年前もありました。やっぱり同じような話をいたしまして、ある委員の方の意見ではありましたよね。予定金額を出さないで、安い金額というのも点数に入れたいと。それだけは絶対だめだと私たちは判断しました。それが通っちゃうみたいなことでやったら、もうめちゃくちゃになって、話が違うでしょう、ということをお話しました。幸いなことに、今回も金額を出さないとはならなくて、めどが出ていますから。だから、その中でどれだけいいものを作ってくれるか、市民のための文化としていいものを作ってくれるかという観点で選んでいただきたい。ぜひ予算は削っていただきたいと。我々、こっちの世界の人間だということもありますけどね。

◎委員長 では、この件は提案額そのままということで。

◎梅原企画政策課長 すいません。ちょっと事務局から一言よろしいですか。

◎委員長 はい。

◎梅原企画政策課長 この会場の都合で、駐車場の出庫が9時までなんです。大変申し訳ないんですけども、お車の方もいらっしゃると思いますので、それを踏まえた議事の進行をお願いいたします。

◎委員長 そういう時間の問題があるということですので、もし御質問あれば、もう一つぐらい伺いますが、もしないようであれば、ここで質疑を終了させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 それでは、ここで本議題は、一旦保留といたします。

それで、次回の委員会の日程等について協議を行いたいと思いますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 では、まずちょっと日程の協議に入る前に、1次審査と2次審査に関して、選定委員の皆様にご協議をいただきたい点がございますので、そちらからお願いいたします。

初めに、選定アドバイザーの方から参考意見をいただく方法についてです。1次審査、2次審査ともに、お2人には質疑に加わっていただきまして、最後に意見をいただくという形を考えております。

次に、1次審査でございます。1次審査は、選定基準に基づきまして書類選考を行います。応募者多数の場合はここで3者以内に絞り込みたいと思います。ちなみに、前回、5年前の選定のときは2者の応募があり、第1次審査は2者とも通過をしております。

1次審査では、応募のありました書類を事前に各選定委員及び選定アドバイザーの方に送付させていただきますので、選定委員の方は書類による評点を行っていただきまして、その上で委員会での質疑を行います。質疑の内容、また選定アドバイザーの方の意見を参考としていただきまして、選定委員には評点の修正をお願いしたいと思います。最終的には、選定委員の合計点の上位から3者までを1次審査の合格といたします。

2次審査につきましても同じ選定基準によりまして、審査内容はプレゼンテーションで行いたいと思います。

応募団体への質疑を行った後に採点を行い、その点数を基に協議の上、合計点の上位から指定管理者の候補者とすべき順位づけを行います。

なお、2次審査につきましても、選定アドバイザーの方の意見を選定委員の評定の参考にさせていただく流れを考えております。2次審査の時間といたしましては、1者当たりプレゼンテーション15分、質疑20分、審査15分の合計50分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。

なお、2次審査におきましては従来どおり、パワーポイント等のパソコンの使用や、要約版等の追加資料の配付は認めないということとしたいと思っております。

以上でございます。

◎委員長 今、事務局から説明がありました。選定アドバイザーのお2人から何か御意見ございますか、今の説明について。

◎選定アドバイザー 紙も1ページだけとか、パワーポイントも使わないよとかいうのは、ど

うでしょうか。他の例で言いますと、かなり自由に分かるようにやってくれというのが多いですよ。絞る理由というのがよく分からないです。だめと言う理由がね。要するに、こちらにとってはどんどん情報が少なくなるのですよね。

◎委員長 そうですね。

◎選定アドバイザー プレゼンテーションも提出の紙も。だから、ちょっと考えていただいたほうがいいと思いますよ、多分。

◎委員長 パワーポイントもあったほうが分かりやすいかもしれない。

◎選定アドバイザー あったほうが分かりやすいと思います。

◎委員長 そのあたりは、ちょっとまた担当に検討いただきましょう。

◎選定アドバイザー あと、書類審査を落とす理由は。同じように評価をして採点することですよ、今の御説明だとね。

◎委員長 そうですね。

◎選定アドバイザー いや、僕の今までの例でいくと、応募していて書類の不備等は落とすけども、それ以外は全部受けるということが多い。1次審査の合格が3件までというのは、これは誰の都合かという、行政都合ですよ。うちも今、同じことをやっているんですけどね。もし8者来たらどうしようと。8者来ちゃったらば、もう朝9時からやって夕方までかかるだろうと、覚悟してたんですよ。この件は、書類審査は前回も3者でしたっけ。

◎選定アドバイザー いや、前は2者。

◎選定アドバイザー そうか。2者しか来なかったからね。

◎委員 その前が7者。

◎選定アドバイザー 7者でしたよね。

◎選定アドバイザー 新開館のときは絶対増えるんですよ、新しい会館だと。

◎選定アドバイザー みんな来るんですよ、どっと。

◎選定アドバイザー みんな来ます。おそらく今回はそんなに来ない。

◎委員長 応募件数にもよりますが、時間的な制約もあるので。

◎選定アドバイザー 御判断ください。

◎委員長 それでは、その点も含めまして一旦保留とさせていただきます。

それでは、次回の委員会ですね。これを説明をお願いします。

◎梅原企画政策課長 それでは、次回の委員会日程でございます。8月27日または28日のどちらかに1次審査、9月9日または10日、このどちらかで2次審査を実施したいと考えております。開催時間は、1次審査、2次審査、両日ともに18時30分からの開始で調整をさせていただければと考えております。募集要項への記載が必要となりますので、本日、開催日時を決めていただければと思います。

◎委員長 ということですが、いかがでしょうか。まず日程、次が時間になります。8月27日、28日、これのどちらかということになるようですが。

- ◎選定アドバイザー 1次審査でしたよね。
- ◎委員長 1次審査です。どちらがよろしいですか。
- ◎選定アドバイザー 27日のほうが。
- ◎委員長 27日のほうがよろしいですか。
- ◎選定アドバイザー 27日のほうが嬉しいですね。
- ◎委員長 はい。ほかはいかがですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ◎委員長 それじゃ、1次審査、27日と、8月27日です。そちらにいたします。
- あと、9月のほうですが、9月9日と10日、2次審査になりますが、月曜、火曜、どちらかということですが。
- ◎選定アドバイザー 2次審査も夜なんですね。
- ◎委員長 ええ。その時間も、この18時半でいいのかなと。
- ◎選定アドバイザー 2者ぐらいなら何とかなるとは思いますけど。
- ◎委員長 そうですね。
- ◎選定アドバイザー ちょっと厳しいですよ。
- ◎選定アドバイザー 午後ぐらいからやらないと。
- ◎委員長 いかがなんですか、そちら。
- ◎梅原企画政策課長 9月9日、10日といたしますのがちょっと市議会を開催中のございまして、昼間の時間帯がなかなか、ちょっと部局のほうが対応が難しいものですから。
- ◎委員長 でも、ちょっと前倒しはできないですか。18時とか。
- ◎梅原企画政策課長 6時からなら対応できると思います。
- ◎委員長 設備的に大丈夫なんですか、10時までという可能性が出てきたとき。
- ◎金原企画政策課主任 別の場所に停とめていただいて、ちょっと御足労なんですけど、こちらへ来ていただければ、24時間利用できる駐車場もございますので。
- ◎委員長 はい。そうすると、18時スタートぐらいで、30分繰り上げていただけますか。
- ◎梅原企画政策課長 はい。
- ◎委員長 9日、10日はいかがでしょうか。
- ◎選定アドバイザー 9日のほうが。
- ◎委員長 9日でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

- ◎委員長 それじゃ、9月9日の18時開始ということをお願いいたします。
- それでは、1次審査が8月の27日、2次審査が9月の9日と。そして、9月の9日につきましては18時開始という形で決定したいと。
- ◎選定アドバイザー 27日の時間は。
- ◎委員長 27日も18時でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 じゃ、18時。どちらも18時でお願いいたします。

それでは、小金井市民交流センターの案件については以上で終了となりますので、選定アドバイザーのお2人はここで終了です。本当にありがとうございました。

(選定アドバイザー退席)

◎委員長 それでは、時間も押していますので、あとは、自転車についてですか。

◎梅原企画政策課長 議題4については次回で結構です。

◎委員長 次回で皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 どうもありがとうございました。

◎梅原企画政策課長 最後に、保留案件について、お願いします。

◎委員長 そうか。公募について意見をつけるかどうかということなどの、保留が残っていたんですね。どうもありがとう。

先ほどの議題2の保留を解いて、議題とします。諮問にそのまま答えるのか、それとも何か意見をつけるのかということになりますが、これまでの審議から、意見を付して答申する必要があるかと思われまます。意見のとりまとめにつきましては、委員長へ御一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎委員長 ありがとうございます。次に、議題3の審査方法に係る議題の保留を解き、議題といたします。こちらについても、御意見への対応について、委員長へ御一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎委員長 ありがとうございます。

では、今日は以上で終了ということになります。すいません、ばたばたで終わってしまって。御協力、ありがとうございました。

(午後9時00分閉会)